

## 吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める開示事項)

2024 年 7 月 3 日

株式会社ルネット

株式会社パリミキホールディングス

2024年7月3日

兵庫県姫路市駅前町 313 番地  
株式会社ルネット  
代表取締役社長 多根 幹雄

東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号  
株式会社パリミキホールディングス  
代表取締役社長 澤田 将広

### 吸収分割に係る事後開示事項

株式会社ルネット(以下「ルネット」といいます。 )及び株式会社パリミキホールディングス(以下「パリミキ HD」といいます。 )は、2024年5月13日付で両社の間で締結した吸収分割契約に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、ルネットが営む資産運用事業に関して有する権利義務をパリミキ HDに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。 )を行いました。

本吸収分割に関して、会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づき、それぞれ事後に開示すべき事項は次のとおりです。

#### 記

1. 本吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2024年7月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)

- (1) 会社法第784条の2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定により本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

- (2) 会社法第785条(株式買取請求)の規定による手続の経過

ルネットは、2024年5月14日に、会社法第785条第3項に基づく通知を行い

ましたが、株式買取請求権の行使期限までに、ルネットに対して、会社法第 785 条第 1 項の規定により株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

ルネットは、新株予約権を発行していなかったことから、会社法第 787 条第 3 項の規定による手続を行っておりません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

ルネットは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて、2024 年 5 月 14 日付で官報及び神戸新聞に吸収分割公告を掲載しましたが、異議申述期限までに、ルネットに対して、会社法第 789 条第 1 項の規定により本吸収分割について異議を述べた債権者はありませんでした。なお、ルネットにおいては、各別に催告を行う必要がある不法行為債権者はいなかったため、会社法第 789 条第 3 項の規定による催告は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

パリミキ HD においては、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行いました。そのため、パリミキ HD の株主は会社法第 796 条の 2 に基づき本吸収分割の差止請求を行うことは認められておらず、本手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

パリミキ HD は、2024 年 5 月 14 日に、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づく電子公告を行いました。なお、パリミキ HD は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行いました。そのため、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき株式買取請求を行うことができる株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

パリミキ HD は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて、2024 年 5 月 14 日付で官報及び電子公告による吸収分割公告を掲載しましたが、異議申述期限までに、パリミキ HD に対して、会社法第 799 条第 1 項の規定により本吸収分割について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

パリミキ HD は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 7 月 1 日をもって、ルネットが営む資産運用事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

本吸収分割の効力発生日である 2024 年 7 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以 上